



労働委員会とその役割

沖縄県労働委員会 会長 田島 啓己

幾分、残暑も和らぎ、しのぎやすい日が多くなりました。

今号は、私が会長を務めます沖縄県労働委員会とその役割などについて、ご紹介したいと思います。

沖縄県労働委員会は、労使間の紛争の予防や解決のために県から独立して設置された中立・公正な専門行政機関であり、本土復帰後850件余の労使紛争を取扱ってきました。その特色は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成を採り、それぞれの委員が知識や経験等に基づく専門性を発揮し、労使紛争の解決を目指していることや、手数料等の負担がないこと、訴訟に比べて早期に解決が望めること等が挙げられます。

労働委員会の役割としては、次の3つが重要です。

まず1つ目は、労働組合法が禁止する不当労働行為を使用者が行ったかを審査し、その事実があれば労働組合や労働者を救済することです。不当労働行為とは、使用者が労働組合員であることを理由に労働者を解雇する等の「不利益取扱い」、正当な理由なく団体交渉を拒否する「団交拒否」、労働組合の結成や運営を支配、介入する「支配介入」等をいいます。これらの行為が認められた場合には、労働委員会はその行為をやめるよう命令をしたり、労使に和解を促したりします。不当労働行為救済申立ては、労働組合や労働者が行うことができます。近年（平成26年～令和5年）の事件数の推移（表参照）をみると、不当労働行為の事件数は減少傾向にあるものの、労働委員会が担う最も重要な役割の一つです。

2つ目は、労働組合と使用者間で労働争議等の紛争が起きた場合に、あっせん・調停・仲裁等、労働争議の調整を行うことです。例えば、賃金をめぐって労働争議が起きる前に公労使のあっせん員が間に入り、解

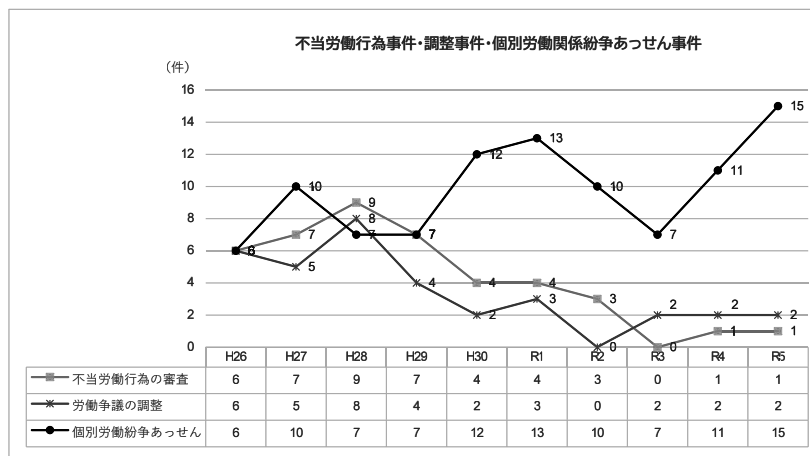
決を促します。労働争議の調整は、労働組合と使用者のいずれからも申請することができます。労働争議の調整も事件数としては減少傾向にあるものの（表参照）、これも労働委員会の重要な役割の一つです。

3つ目として、個々の労働者と使用者との間の個別労働関係紛争が起きた場合に、あっせんを行うことです。例えば、「突然、解雇を言い渡された」、「パワハラ・嫌がらせを受けた」等の労働者側からの申請のほか、「雇用契約の解消を求める」等の使用者側からの申請もできます。公労使の三者の委員が双方の言い分をよく聞き、あっせん案を示すなどして解決を図っています。この個別労働紛争あっせんの事件数は、近年増加傾向にあり（表参照）、主に労働者から多く活用されています。

当委員会は、以上のような労働委員会の役割を広く県民の方に知ってもらい、当委員会を利用いただきたいと考えています。そのために、労働者委員が定時制高校等を訪問し、基本的な労働法の知識や労働トラブルが起きたときの対処法等について説明を行う出前講座や、使用者側の制度の活用を促進するため、使用者委員による使用者向けセミナーを開催するなど、積極的な広報活動を行っております。

当委員会は、労働委員会の特色を活かしつつ、昨今の労働環境の変化を踏まえ、当事者間に横たわる紛争の原因を的確に捉えながら、労働委員会の役割である不当労働行為の救済、争議の調整、個別労働関係紛争あっせんに取り組んでいきます。それにより、労働者と使用者が将来にわたってより良い関係を構築するためのお役に立ちたいと考えておりますので、労働委員会を利用してみたいとお考えの労働者、使用者の方は沖縄県労働委員会にご連絡下さい。

(表)





必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

沖縄県 最低賃金

令和6年

10月9日から

時間額

952 円

前年比

56円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
沖縄労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



沖縄労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額) を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)				

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2

交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3

実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル選性

この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルされます。

(R6.9)

試験

令和6年度後期 技能検定受検案内

1 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の令和6年度後期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付	令和6年10月7日(月)から10月18日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) https://www.oki-vada.or.jp	
実技試験	問題公表	令和6年11月28日(木)
	実施	令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)まで
学科試験	令和7年1月26日(日)、2月2日(日)、2月9日(日)	
合格発表	令和7年3月14日(金)	

学科試験日程

	期日	開始時刻	検定職種
学科試験	令和7年1月26日(日)	10:00	機械検査(1・2)・シーケンス制御(1～3)・配管(1～3) 型枠施工(1・2)・ガラス施工(1・2)
	令和7年2月2日(日)	10:00	農業機械整備(1・2)・冷凍空気調和機器施工(1～3) 和裁(1～3)・厨房設備施工(1・2)・防水施工(1・2) カーテンウォール施工(1・2)・特級全職種
		13:15	造園(3)・さく井(1・2)・自動販売機調整(1・2) 家具製作(3)・パン製造(1・2)・バルコニー施工(単)
	令和7年2月9日(日)	10:00	機械加工(3)・建築大工(1～3)・かわらぶき(1・2) 樹脂接着剤注入施工(1・2)・自動ドア施工(1・2) 電気製図(1・2)・塗装(1・2)
		13:15	機械検査(3)・電子機器組立て(3)・菓子製造(1・2) 鉄筋施工(1・2)・コンクリート圧送施工(1・2) 広告美術仕上げ(1・2)・写真(3)

実技試験統一実施日

	期日	開始時刻	作業名
実技試験	令和7年1月19日(日)	9:00	ロータリー式さく井工事(1・2級計画立案等作業試験)
			鉄筋施工図作成(1・2級製作等作業試験)
			コンクリート圧送工事(1・2級判断等試験)
			金属製カーテンウォール工事(1・2級計画立案等作業試験)
			金属製バルコニー工事(単一等級計画立案等作業試験)
	—	10:10	コンクリート圧送工事(1・2級計画立案等作業試験)
			ロータリー式さく井工事(1・2級判断等試験)
			金属製カーテンウォール工事(1・2級判断等試験)
	令和7年1月26日(日)	9:00	金属製バルコニー工事(単一等級判断等試験)
			配電盤・制御盤製図(1・2級製作等作業試験)
13:15			機械検査(1・2級計画立案等作業試験)
			シーケンス制御(1・2級計画立案等作業試験)

実技試験	令和7年1月26日(日)	13:15	建築配管(1・2級計画立案等作業試験)
			型枠工事(1級計画立案等作業試験)
			ガラス工事(1級計画立案等作業試験)
	令和7年2月2日(日)	13:15	農業機械整備(1・2級計画立案等作業試験)
			冷凍空気調和機器施工(1・2級計画立案等作業試験)
			厨房設備施工(1級計画立案等作業試験)
			特級全職種(特級計画立案等作業試験)

[実施職種]

○ 特級(9職種)

職種名								
機械加工	工場板金	機械検査	電子機器組立て	電気機器組立て	自動販売機調整	建設機械整備	婦人子供服製造	ハロン製造

○ 1・2級(24職種27作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	ロータリー式さく井工事作業	型枠施工	型枠工事作業
機械検査	機械検査作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業		鉄筋組立て作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
農業機械整備	農業機械整備作業	防水施工	アスファルト防水工事作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		改質アスファルトシート工法防水工事作業
和裁	和服製作作業	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
ハロン製造	ハロン製造作業	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
菓子製造	洋菓子製造作業	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	和菓子製造作業	ガラス施工	ガラス工事作業
建築大工	大工工事作業	電気製図	配電盤・制御盤製図作業
かわらぶき	かわらぶき作業	塗装	鋼橋塗装作業
配管	建築配管作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業		

○ 単一等級(1職種1作業)

職種名	作業名
ハルコニー施工	金属製ハルコニー工事作業

○ 3級(11職種11作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
造園	造園工事作業	和裁	和服製作作業
機械加工	普通旋盤作業	家具製作	家具手加工作業
機械検査	機械検査作業	建築大工	大工工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業	配管	建築配管作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業	写真	肖像写真デジタル作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・ 社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・ 賃上げによる基本給の増額
・ 所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

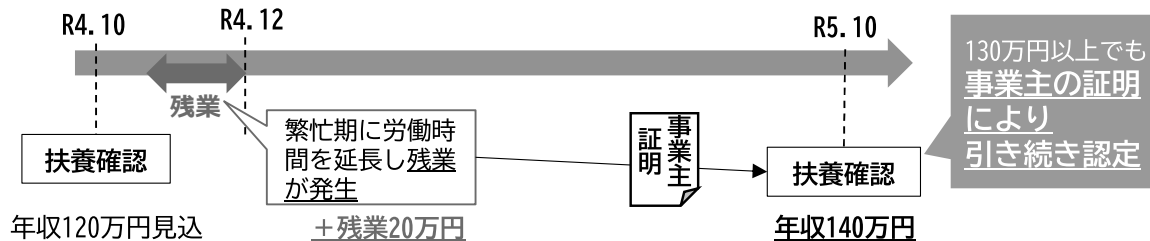


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

